

川口市みんなの居場所設置支援助成金要綱

(通則)

第1条 川口市みんなの居場所設置支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本市における孤独・孤立の解消及び予防に資する地域住民同士の交流を促進するため、年齢、性別、心身の状況、その他の属性にかかわらず交流できる場を設置する団体に対して、初期費用を助成するものとする。

(助成対象団体)

第3条 この要綱に基づく助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 半数以上が本市の市民で構成される団体であること。
- (2) 代表者及び会計責任者を置くこと。
- (3) 団体名義の口座を有すること。
- (4) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 営利目的で事業を実施する団体

イ 政治活動や宗教活動を行う団体

ウ 川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等

エ その他法令に違反すると認められる団体

(助成要件)

第4条 この要綱に基づく助成金の対象となる事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に年齢、性別、心身の状況、その他の属性にかかわらず参加が可能な場を設置すること。
- (2) おおむね週1回以上活動すること。
- (3) 1回あたりの実施時間はおおむね120分以上であること。
- (4) 第7条の規定による交付決定日から起算して3か月以内に活動を開始すること。
- (5) 前号の活動を開始した日から起算して2年以上継続して活動することが見込まれること。
- (6) 他から同様の助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、属性にかかわらず交流できる場の設置に要する初期費用のうち、別表に掲げる経費とする。

(助成額)

第6条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の実支出額から助成対象経費に係る寄附金又は

その他の収入額を控除した額と 50 万円を比較し、少ない方の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を上限とし、予算の範囲内で決定する。

(交付申請)

第 7 条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、川口市みんなの居場所設置支援助成金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第 2 号)
- (2) 収支予算書(様式第 3 号)
- (3) 団体の定款又は規約
- (4) 役員名簿
- (5) 誓約書兼同意書(様式 4 号)
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(様式第 5 号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するとともに、川口市みんなの居場所設置支援助成金交付決定通知書(様式第 6 号)又は川口市みんなの居場所設置支援助成金不交付決定通知書(様式第 7 号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要に応じて、助成金の交付申請に係る事項に修正を加えて助成金の交付を決定することができる。

(事業の変更等)

第 9 条 助成金の交付決定を受けた申請者(以下「助成団体」という。)が、当該決定を受けた後において、事業内容等を変更する場合は、川口市みんなの居場所設置支援助成金変更申請書(様式第 8 号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、速やかに当該変更申請の内容を審査し、変更の可否を決定するとともに、川口市みんなの居場所設置支援助成金変更交付通知書(様式第 9 号)により、助成団体に通知するものとする。

3 助成事業を中止又は廃止する場合は、川口市みんなの居場所設置支援助成金休止・廃止申請書(様式第 10 号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

4 市長は、前項の規定による中止申請又は廃止申請があったときは、川口市みんなの居場所設置支援助成金休止・廃止承認通知書(様式第 11 号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 助成団体は、事業開始日若しくは助成金の交付決定日のいずれか遅い日から 30 日以内に、川口市みんなの居場所設置支援助成金実績報告書(様式第 12 号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第 13 号)

(2) 領収書等経費を支払ったことを証する書類の写し

(3) 事業の実施状況が分かる資料（写真等）

(4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書及びその他の書類等審査及び必要に応じて聞き取り又は現地調査等を行った上で、適正と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、川口市みんなの居場所設置支援助成金確定通知書（様式第14号）により、助成団体に通知するものとする。

（補助金の請求及び返還）

第12条 補助団体は、前条に規定する通知を受けたときは、川口市みんなの居場所設置支援助成金請求書（様式第15号）を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

2 市長は、事業の性質、資金計画等の理由により、必要があると認めるときは、当該事業の完了前であっても、補助金を概算払により交付できるものとする。

3 助成団体は、助成金の概算払を受けた後、前条の規定により助成金の額が確定した場合において、確定した助成金の額が概算払の額に満たないときは、差額を返還しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、交付した助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(3) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(4) 補助事業の開始後2年以内に当該補助事業に係る事業を廃止したとき。ただし、市長がやむを得ないと認める事情がある場合を除く。

(5) 前各号に掲げるもののほか、助成事業等に関して助成金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

（財産処分の制限）

第14条 助成団体は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成団体が助成金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

（帳簿等の整備）

第15条 助成団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、助成

を受けた翌年度から５年間保管しなければならない。

（個人情報の保護）

第１６条 助成団体が、事業の実施にあたり知り得た個人情報は、助成団体の責任において厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。

（実施状況等の報告）

第１７条 市長は、事業の効果を検証するために、事業完了後、助成団体に対し事業の実施状況について報告を求め、実地調査を行うものとする。

（補則）

第１８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和６年５月１日から施行する。

別表（第４条関係）

費目	助成対象内容
備品購入費・需用費	食器、調理器具、家具、家電製品等
事業費	不動産賃貸に係る礼金・敷金等、消耗品費、会場借上料、印刷費、教材費 ※ただし、事業開始日までに要した経費のみ
人件費	設置準備のための研修会等の講師への謝金、旅費